

三重D M A T運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故といった災害の急性期（おおむね 48 時間以内）に、迅速に救出・救助部門と合同して救急医療を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム（以下「三重D M A T」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時ににおける医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

(活動範囲)

第2条 三重D M A Tの活動範囲は、主に次の2種類とする。

- (1) 三重県内外の災害の被災地域内の活動
- (2) 三重県内外の災害の被災地域から被災地域外への広域医療搬送等を実施する場合の被災地域外での活動

(活動内容)

第3条 三重D M A Tは原則、被災地域内で以下の活動を行う。

- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。（現場活動）
- (2) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等の支援を行う。（病院支援）
- (3) 被災地域内での患者搬送中の診療を行う。（域内搬送）
- 2 三重D M A Tは、前項の活動以外に、必要に応じて、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に航空機などを用いて搬送する際の診療等を行う。（広域医療搬送）
- 3 三重D M A Tは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(指定等)

第4条 次の要件を満たす病院の長は、その旨を三重県知事（以下「知事」という。）に申し出る。

- (1) 病院として三重D M A Tを派遣する意志を持つ。
- (2) 三重D M A Tの活動に必要な人員、装備を持つ。
- 2 知事は、前項の申し出を踏まえて適当と判断した場合には、当該病院を三重D M A T指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定するとともに、指定病院との間に三重D M A Tの派遣に関する協定を締結する。
- 3 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別記様式第1号）を交付する。

(編成)

第5条 三重D M A Tは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、概ね医師1名～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名の計5名程度で編成する。1施設内でD M A Tを構成できない場合は三重県内の他のD M A T隊員とともに三重D M A Tを構成する場合がある。

- 2 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、知事が指定する研修を受講し修了した者を三重DMA T隊員として三重DMA T隊員登録者名簿（別紙様式第2号）に登録する。
- 3 三重DMA T隊員は、知事が指定する研修を受講し修了した者であることを基本とするが、研修等で十分に養成されるまでの間は、県内での三重DMA T活動に限り、当該研修を受講していない指定病院の職員についても三重DMA T隊員として認める。
- 4 指定病院の長は、人事異動等により三重DMA T隊員に欠員が生じた場合その旨を速やかに知事に報告する。
- 5 知事は、三重DMA Tの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入する。

（派遣基準）

第6条 三重DMA Tの派遣基準は以下のとおりとする。

（1）県内において、以下の災害が見込まれる場合

①震度6弱以上の地震又は死者数が2人以上若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害

②南海トラフ地震

（2）前号に定める場合のほか、県内における災害被災者の救出に時間要する等、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると認められる場合

（3）国あるいは他都道府県から三重DMA Tの派遣要請があった場合

（派遣要請等）

第7条 知事は、前条の派遣基準に照らし、三重DMA Tを派遣し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して三重DMA Tの派遣を要請する。

- 2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、三重DMA Tの派遣が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い三重DMA Tを派遣する。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に三重DMA Tを派遣したときは、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 前項の規定により知事が承認した三重DMA Tの派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
- 5 知事は、三重DMA Tの派遣要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、三重DMA Tの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。
- 6 現場での活動が終了した後、指定病院の長は三重DMA T活動記録報告書（別記様式第3号）により知事に報告する。

（待機要請）

第8条 知事は、自然災害又は人為災害が発生し、医療の支援が必要な可能性がある場合は、指定病院にDMA T派遣のための待機を要請する。

- 2 待機要請の手順は前条の派遣要請の手順に準じて行う。
- 3 次の場合に指定病院の長は、知事からの待機要請を待たずに、三重DMA Tを待機させる。
 - （1）三重県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - （2）東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - （3）三重県外で震度6弱以上の地震が発生した場合

- (4) 津波警報（大津波：3m以上）が発表された場合
- (5) 国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- (6) その他、指定病院が三重DMA Tの待機を要すると判断した場合

(研修等)

第9条 指定病院の長は、三重DMA T隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

2 知事は、三重DMA T隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

(連絡協議会)

第10条 知事は、連絡協議会等を設置し、三重DMA Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

(その他)

第11条 その他三重DMA Tに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から運用する。

この要綱は、平成22年3月15日から運用する。

この要綱は、平成23年2月 1日から運用する。

この要綱は、平成31年3月25日から適用する。

三重DMA T運営計画

第1 目的等

この計画は、三重DMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき指定された三重DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）が災害等の発生時に効果的な活動を行うことができるよう具体的な運用等について定めるものである。

第2 知事が指定する研修

運営要綱第5条第2項及び同条第3項の規定における「知事が指定する研修」とは、厚生労働省が指定する災害医療派遣チーム（DMA T）研修とする。

第3 派遣・待機要請の手続き

- (1) 運営要綱第7条の規定による派遣要請及び運営要綱第8条の規定による待機要請（以下「派遣・待機要請」という。）にかかる県の窓口は、三重県医療保健部地域医療推進課とする。
- (2) 派遣・待機要請の連絡方法は、基本的に広域災害救急医療情報システム（EMIS）からの電子メールによるものとする。
ただし状況により、補完的に電話等の通信手段を利用する場合もある。
- (3) 三重DMA Tの派遣は、知事からの派遣要請を基本とする。
ただし、突発的な災害の発生に的確に対応するため、地域の消防機関等からの災害時の情報に基づき、知事の要請を受ける前に指定病院の長が三重DMA Tを派遣することを認める。この場合、運営要綱第7条第3項の規定に基づき、指定病院の長は、三重DMA Tを派遣した旨を速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
- (4) 知事は、三重DMA Tの派遣に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。

第4 派遣要請の基本的な考え方

- (1) 知事は、三重県内で災害が発生し、運営要綱第6条の派遣基準に該当する場合は、まず被災地域外又は被災地域内の比較的被害程度の軽い地域であり、かつ、現地に速やかに到着できる地域の指定病院の長に対して三重DMA Tの派遣を要請する。ただし、状況により、同時に複数の三重DMA Tの派遣要請を行う場合や順次派遣要請を行う場合もある。
- (2) 知事は、状況により三重DMA Tの派遣が困難と認める場合は、速やかに厚生労働省又は他都道府県にDMA T派遣要請を行う。

第5 統括三重DMA T

知事は、三重県内における災害により複数のDMA Tの派遣要請を行う場合には、三重DMA T隊員で厚生労働省が実施する「統括DMA T研修」を終了した者の中から「統括三重DMA T」を指定する。

指定された統括三重DMA Tは、三重DMA Tの医療活動全般に係る統括を行う。

第6 連絡体制等

- (1) 三重県及び各指定病院は、広域災害救急医療情報システム等を活用して三重DMA Tの活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有を図る。
- (2) 三重県と三重DMA Tとの連絡を迅速かつ適切に行うため、知事は指定病院の長に対し、三重DMA T隊員を三重県災害対策本部等に派遣要請する場合がある。
- (3) 知事は、必要に応じて、市町、消防機関、日本赤十字社三重県支部等に対して、情報を提供し、三重DMA Tの活動の支援を要請する。

第7 DMA T派遣病院

三重DMA Tを派遣した指定病院は、当該病院内に「DMA T派遣本部」を設置し、以下の業務を行う。

- ・派遣した三重DMA Tの活動の把握及び必要な支援
- ・派遣した三重DMA Tから現地情報を収集
- ・収集した現地情報を県、国へ伝達
- ・広域災害救急医療情報システム（DMA T管理）への情報入力

第8 DMA T本部等

(1) DMA T三重県調整本部

知事は、三重県内における災害により複数のDMA Tの派遣を要請した場合、三重県内で活動する全てのDMA Tを指揮するため、三重県災害医療本部の指揮下に、「DMA T三重県調整本部」を設置し、その責任者に統括三重DMA Tの中から任命する。

(2) DMA T活動拠点本部

DMA T三重県調整本部は、必要に応じて適切な災害拠点病院等（以下「拠点病院」という。）に「DMA T活動拠点本部」を設置する。

三重DMA T及び他都道府県からの応援DMA Tは原則、DMA T活動拠点本部に参集する。

(3) DMA T病院支援指揮所及びDMA T現場活動指揮所

DMA T活動拠点本部は、必要に応じて、DMA Tが活動する病院に「DMA T病院支援指揮所」を、DMA Tが活動する災害現場等に「DMA T現場活動指揮所」をそれぞれ設置することができる。

(4) DMA T・SCU本部

知事は、必要に応じて、管内の広域医療搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）に広域医療搬送に関わるDMA Tの活動を統括する「DMA T・SCU本部」をDMA T三重県調整本部の指揮下に設置する。

なお、SCUの設置場所の候補地は、以下の3箇所を原則とする。

- ・三重大学グラウンド
- ・三重県立看護大学（グラウンド及び体育館）
- ・三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）ヘリポート及びサンアリーナ

(5) DMAT域外拠点本部

知事は、必要に応じて、被災地域外の広域医療搬送拠点やDMAT参集拠点に「DMAT域外拠点本部」を設置する。

(6) DMAT本部等の業務

各DMAT本部等は、日本DMAT活動要領に基づき、以下の業務を行う。

- ・DMATならびに関係機関とともに被災情報の収集・伝達
- ・各DMATの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援等）
- ・必要な資器材の調達に係る調整
- ・三重県または、市町における災害対策本部（医療対策部門）等との連絡調整

第9 三重DMATの活動

(1) 被災地域での活動

被災地域で活動する三重DMATは原則としてDMAT活動拠点本部に参集し、下記の業務を主に担当する。

① 病院支援

病院支援を担当する三重DMATは、被災地域内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。

② 域内搬送

域内搬送を担当する三重DMATは、搬送時のトリアージを行うとともに、搬送中の医療活動を行う。

③ 現場活動

現場活動を担当する三重DMATは、被災地域内で活動中の消防機関と連携し、トリアージ、救急医療、患者搬送中の診療、閉鎖空間の医療（Confined Space Medicine）等を行う。

(2) 広域医療搬送

広域医療搬送に携わる三重DMATは、指定されたDMAT・SCU本部に参集し、下記の業務を主に担当する。

① SCUでの活動

SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送のためのトリアージを行う。

② 航空機内での医療活動

航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

③ SCUへの患者搬送

(3) 後方支援（ロジスティック）

三重DMATは、移動、医薬品等の資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

県、消防機関及び医療機関等は三重DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り支援、調整を行う。

第10 県の役割

三重県は、三重DMATの運用について以下の業務を行う。

- ・三重DMATの派遣要請
- ・関係機関との連絡調整
- ・指定病院等に対する三重DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
- ・搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供

第11 費用の負担

三重DMAT派遣に要した費用は、原則として指定病院と三重県の協定に基づき支弁されるものとする。

附 則

この計画は、平成21年2月25日から運用する。

この計画は、平成23年2月 1日から運用する。

この計画は、平成24年4月 1日から運用する。

この計画は、平成30年4月 1日から運用する。